

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和4年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都台東区蔵前 1-4-1
キャディ株式会社
代表取締役 加藤 勇志郎

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、「モノづくり産業のポテンシャルを解放する」という経営理念の下、機械・装置の板金・切削、金属加工等の加工を一式で請け負い、パートナー加工会社と連携し、最短2時間でのスピード見積りや徹底した品質・納期管理等を特徴として、製造業におけるプラットフォームとして活動している会社である。

今回、新たな事業として、製造業における重要データである図面データについて、クラウド管理を行うサービスである『CADDi DRAWER』（以下「本サービス」）を開発した。本サービスは、従来のクラウドサービスとは異なり、アップロードされた図面データを独自のアルゴリズムにより自動解析できることを特徴としている。具体的には、（1）類似図面的な検索を実現する、（2）材質・寸法・発注先・発注単価等のテキスト・数値データを図面に自動で紐付けするといったことを実現することで、類似図面についての過去の発注実績や発注費用等を検索して比較検討できるなど、これまでのクラウドサービスにはなかった新たな機能を提供するサービスである。

しかし、本サービスに対しては複数の大手製造メーカーが関心を示しているものの、これらの大手製造メーカーは、機微技術を有する貨物等の図面データ、すなわち外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条第1項の「特定技術」に該当し得るデータを保有することがある。こうした特定技術に該当する図面データについて、クラウド上で非居住者（すなわち日本国外に居住する顧客企業の海外在住社員等）が閲覧できる場合、第25条により、特定技術の「提供」（役務取引）となり許可が必要となる可能性がある。一方、役務通達等の解釈により、非居住者からの特定技術へのアクセス制限等の措置を講じた場合は許可が不要となる可能性があると考えているが、かかる解釈が不明確であるため、現状ではこうした図面データを保有し得る企業に対して本サービスを提供できていない。

当社は、新たに、大手製造メーカーを中心とする顧客企業が、非居住者による特定技術へのアクセスを制限することを前提に、外為法上の役務取引規制の対象となり得る図面データ、すなわち「特定技術」に該当し得るデータをも本サービス上で保存できるようにすることを考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込

まれる理由

「新事業活動」のうち「役務の新たな提供の方式の導入」に該当すると考えられる。

本サービス自体は既にサービス提供を開始しているものの、その中で特定技術に該当する図面データの保管は実現できていない。すなわち、本サービスにおける「役務の新たな提供の方式」としての要素は、（１）前述のとおり独自のアルゴリズムによる自動解析を用いたこれまでにないクラウドサービスであって、（２）特定技術の図面データの保存も可能とする、という点である。

新たに、外為法上の役務取引規制の対象となり得る貨物の図面データの保管を本サービスに追加することにより、大手製造メーカーをはじめ、特定技術を扱う多くの国内製造業者の図面管理業務、調達業務の効率化が見込まれ、ひいては生産性の向上及び新たな需要の獲得につながると考えられる。

【需要獲得見込み】

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

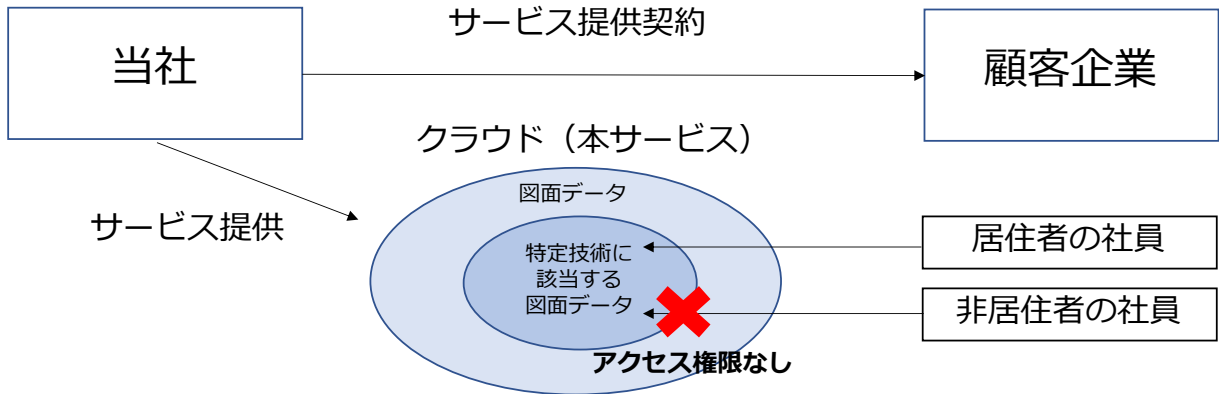
- サービス提供事業者: 当社
- サービス利用者: CADDi DRAWER顧客
外為法上役務取引の対象となる貨物の図面データをアップロードする大手製造メーカー等の事業者を含む製造メーカー（以下「顧客企業」という。）

(2) 事業概要

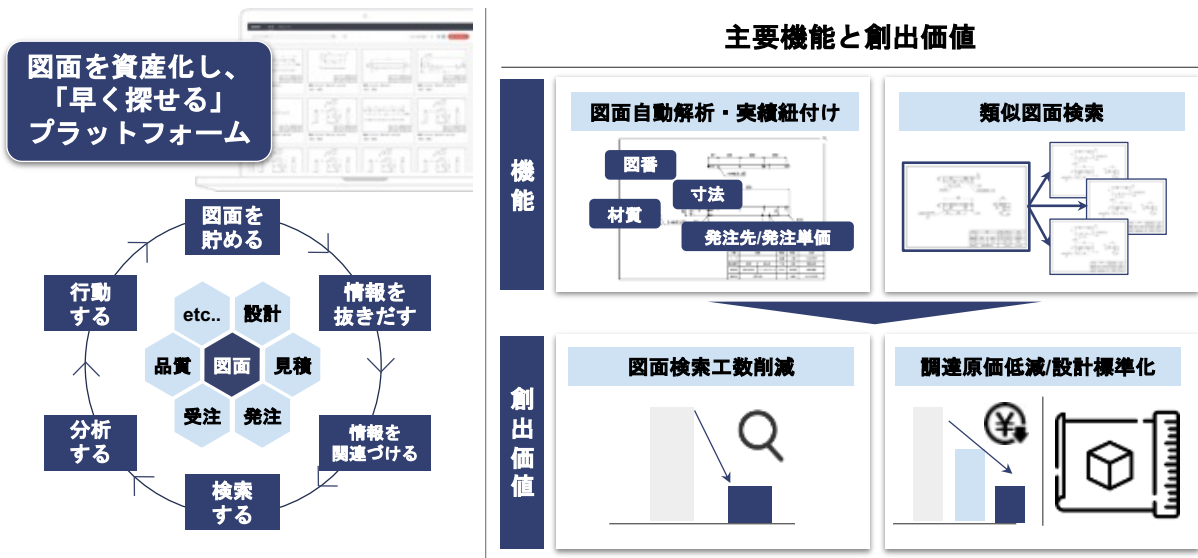
〈事業の流れ〉

- 顧客企業が、本サービスの利用規約に同意の上、新規会員登録を行う。利用規約には、顧客企業が、外為法上役務取引の対象となる特定技術を含む図面データ（以下「当該図面データ」という。）について、非居住者の閲覧、取得又は利用を禁止する措置（以下「アクセス制限措置」という。）を講じなければならない旨を明記する。
- 顧客企業が、本サービスのアカウントの発行を当社に申請する。
- 当社が、顧客企業の申請に基づき、顧客企業にアカウントを発行する。
- 顧客企業が、本サービス上に、当該図面データその他一般図面データをアップロードする。
- 顧客企業は、当該図面データについて、非居住者からのアクセス制限措置(例：非居住者には本サービスのアカウントを付与しない、当該図面データへのアクセス権限を設定して非居住者を除外する等)する。
- 顧客企業社員のうち、居住者は、全ての図面データにアクセスが可能となる。一方、非居住者は、その他一般の図面データのみアクセス可能となる。

〈事業フロー図〉



〈参考資料〉



(3) 新事業活動を実施する場所

サービスの対象エリアは全国

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2022年 6月22日 『CADDi DRAWER』正式提供開始

2022年10月12日 本サービスにおいて特定技術を含む図面データのアップロードを許容する仕様変更を実施

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○外国為替及び外国貿易法
(役務取引等)

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政

令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2～6（略）

（参考）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（以下「役務通達」という。）

別紙1-2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈（1）

情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしなにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。

他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらなため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。したがって、外為法第25条第3項の対象にも該当しない。ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなす。（以下略）

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本サービスに保管された図面データが特定技術に該当する場合であっても、下記の非居住者（顧客企業の海外在住社員等）からのアクセスを制限する措置を講じる場合には、当該図面データをアップロードすることは、外為法第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当しないことを確認したい。

〈当社の考え方〉

役務通達において、「サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて……役務取引に該当しない」とされている。これは、非居住者（役務通達に記載されているクラウド事業者）が閲覧等を行うことができなければ、クラウドサービスに保管したとしても「非居住者に提供することを目的とする取引」に該当しない趣旨であると考えられる。

本件では、非居住者について顧客企業の海外在住社員等が想定される点で状況が異なるが、上記の趣旨に鑑みれば、保管された図面データを非居住者が閲覧等することを防ぐために、特定技術について非居住者からのアクセスを制限する措置が講じられれば、同様に非適用になると考えている。なお、特定技術に該当する図面データをアップロードする顧客企業が、新たに非居住者（海外在住の新入社員等）に、本サービスのアカウントを発行すること自体は可能であると考えている。ただし、この場合に外為法上の許可を不要とするためには、アカウント発行と同時に、当該非居住者のアカウントからは特定技術に該当する図面データへのアクセス制限を行う必要があると考えている。

アクセス制限の措置としては、以下を想定している。

① 顧客企業において、海外在住社員等の非居住者には本サービスのアカウントを付与しな

い、又は当該図面データへのアクセス権限を設定して非居住者を除外する等、非居住者が当該図面データを閲覧、取得又は利用できないよう担保する措置を求める

② 上記の顧客企業の対応を徹底するため、本サービスの利用規約において、顧客企業が非居住者に当該図面データにアクセスできる状態にすることを禁止する旨を明記する

したがって、本サービスに保管された図面データが特定技術に該当する場合であっても、上記のようにアクセス制限措置を講じる場合には、当該図面データをアップロードすることは、外為法第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当しないと考える。

7. その他

特になし。